

10 障害別施策早見表

援護の種類		対 象 要 件															
		障害の 程度	身 体								知的				精神		
			視 覚	聴 覚 ・ 平 衡	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く	上 肢	下 肢	体 幹	脳 原 性								
									上 肢	移 動	①	A	②	B	1 級	2 級	3 級
自立支援医療 (更生・育成医療)		全	○	○	○	○	○	○	○	○							
自立支援医療 (精神通院医療)															○	○	○
重度心身障害者医療		1～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
後期高齢者医療		1～3級、 4級の一部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
手話通訳者・要約筆 記者の派遣		全		○	○												
自動車運転免許 取得助成		1～4級		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車改造費助成		1～4級				○	○	○									
生活福祉資金の貸 付		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
盲導犬の給付		1級	○														
補装具費の支給 ※1		全	○	○	○	○	○	○	○	○							
日常生活用具の支 給※1		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
障害基礎年金 ※1（1級・2級）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別障害者手当 ※1		1級、 2級の一部	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△		
障害児福祉手当 ※1			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
児童扶養手当 ※1		1級、 2級の一部	○	○ 聴覚		○	○	○	○		○	○			△	△	△
特別児童 扶養手当	1 級	1・2級、3 級の一部	○	○		○	○	○	○	△	○	○			△	△	△
	2 級	3級、 4級の一部	○	○	○	○	○	○	○	△			△	△	△	△	△
心身障害者扶養 共済制度		1～3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△

※1 障害の程度によっては、認定されない場合もあります。

援護の種類		対 象 要 件																
		障害の程度	身 体									知的				精神		
			視 覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	上肢	下肢	体 幹	脳原性		内 部							
									上肢	移動		④	A	⑤	B	1級	2級	3級
所得税・住民税の控除		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新マル優制度		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
相続税の控除		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
贈与税の非課税		1・2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
自動車税の減免		本人が運転	2～4 軽自動車 1～4	聴覚 2～3 平衡3	喉頭 摘出 音声3	1～2	全	1～3 5	1～2	全	1～3					○		
		同一生計・ 介護者が運 転	1～4	聴覚 2～3 平衡3	喉頭 摘出 音声3	1～2	1～3	1～3	1～2	1～3	1～3	○	○			○		
交通機関の運賃割引※2	J R	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	県内の 旅客船	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	バス・電車 アストラムライン	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	県内の タクシー	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
有料道路通行料金の割引		本人が運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
		介護者が運 転（1種）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
NHK放送 受信料の減 免	全免	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	半免	視聴覚障害 者 重度の障害 者	○	聴覚 ○ 1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	○	○			○		
N T Tの無料番号 案内			○			1～2		1～2	1～2	1～2		○	○	○	○	○	○	
広島県思いやり駐 車場利用証交付制 度			4級 以上	平衡 5級 以上		2級 以上	6級 以上	5級 以上	2級 以上	6級 以上	4級 以上	○	○			○		
駐車禁止適用除外 の指定			1～3 4級 一部	聴覚 2～3 平衡3		1級 2級 一部	1～4	1～3	1～2	1～4	1・3	○	○			○		
携帯電話料金の割引		全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※2 障害の程度によって割引の対象となるものが異なります。詳しくはP22～P25をご覧ください。